

答 申

**第1 審査会の結論**

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

職員調書 1 ページ目 1 行目から 4 行目まで

**第2 審査請求に係る経過**

- 1 審査請求人は、令和2年8月26日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和2年〇〇月〇〇日、〇〇、有料老人ホーム〇〇での仙台保健福祉事務所の立ち入り検査時に聴取された記録を見たい」との内容の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、「職員調書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、令和2年9月25日付けで審査請求人に通知した。

条例第18条第1項第6号イ該当

対象行政文書には、立入検査時の聴取内容が記載されている。これは県が行う事務事業に関する情報であり、法人運営に密接に関わる情報であることから、これを開示した場合、雇用者である検査対象事業者に提示されるおそれがある。

聴取内容のうち質問内容は、これを開示することにより、立入検査の理由や経緯が特定されたり立入検査の目的である正確な事実の把握を困難にするおそれが考えられ、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

また、聴取内容のうち回答内容は、質問を受けた者が他人に知られることがないという認識及び信頼のもとに述べたものであり、これらの情報を開示すると、当該事務事業において聴取に応じた者との信頼関係が損なわれ、以後の同様の事務において正確な事実の発見を困難にするおそれ等が考えられ、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

- 3 審査請求人は、令和2年12月23日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、宮城県知事に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、文書全部の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

聴取内容のうち「質問内容」とは、監査及び随時立入検査時に行われた聴取の場で、県担当職員から審査請求人に対して示された質問内容であり、「回答内容」とは、その質問に対して審査請求人自身が答えた内容を記録したものである。書類末尾に審査請求人自身の署名が添えられていることから明らかな通り、審査請求人自身は当然にその内容を把握している。

また、書類に記録されている質問内容・回答内容の実態は、監査・随時立入検査の対象となった施設の利用者名と、審査請求人が当該利用者を担当したか否か、担当した場合には業務を行った時間等が記されているのみである。これらの情報が開示されることによって、条例第18条第1項第6号イに示される「正確な事実の把握を困難にするおそれ」「違法若しくは不当な行為を容易にするおそれ」「その発見を困難にするおそれ」などが生ずるとは全く考えられない。

さらに、県は、「質問を受けた者が他人に知られることがないという認識及び信頼のもとに述べたもの」と説明しているが、聴取の場において県担当職員からそのような説明を受けた事実はない。聴取は、別添文書を示された上で行われており、審査請求人は信頼関係のもとにではなく、法令に基づく義務であると認識して回答した。仮に、「他人に知られることがないという認識及び信頼」があったとしても、そのことが、審査請求人本人に対する開示を妨げる理由にならないことは言うまでもない。

なお、添付文書にあるとおり、聴取への回答内容に虚偽があった場合、罰則を課される可能性があるものと認識している。聴取に対しては誠実に回答したつもりではあるが、思い違い、言い間違いにより記録された内容が事実と相違するものとなっているおそれを否定しきれない。こうしたおそれを取り除くためにも、文書を開示してもらいその内容を確認することは、むしろ介護福祉行政・高齢者福祉行政に益することであると考える。

県は、これを開示した場合、雇用者である検査対象事業所に提示されるおそれがあると弁明しているが、審査請求人に関する個人情報等を誰に対して提示するかは、審査請求人自身の意思決定によるものであって、県から危惧されるには及

ばない。万が一、雇用者が審査請求人の意思に反して審査請求人の個人情報を提示するよう強要するようなことが起こったならば、その段階で審査請求人の権利利益の保護を図るべきであって、審査請求人の個人情報を審査請求人自身に対して開示することを拒むことによって実現すべきものではない。

県は、質問を受けた者が雇用者を含む他人に知られることがないという認識及び信頼のもとに述べたものであると弁明しているが、審査請求人自身が「認識」していたか否か、「信頼」していたか否かを、なぜ県がこのように決めつけることができるのか、全く理解できない。聴取にあたって県担当者から、「回答内容は雇用者を含む他人に知られることはない」等の教示を受けた事実はないし、後日、県から審査請求人の認識や信頼について問い合わせを受けたといったこともない。審査請求人自身は、審査請求人の回答内容が雇用者を含む他人に知られることを全く差し支えのないものと思っているし、より良い福祉行政や施設運営につながる等の事情があれば、広く公開されても構わないと考えている。県が主張している内容は、何ら事実に基づいていない。

県は、「以後の同様の事務」における支障を述べているが、「聴取に応じた者との信頼関係が損なわれる」ことを理由としてこうした支障が生ずることを想定しているのであれば、審査請求人は法令に基づく義務であると認識して聴取に応じ、審査請求人が事実であるところを正確に回答しようと努めたのであって、もとより成立していない信頼関係が損なわれることなどおそれる理由がない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね以下のとおりである。

対象行政文書には、立入検査時の聴取内容が記載されている。これを開示した場合、雇用者である検査対象事業者に提示されるおそれがあり、次の支障が生じる。なお、雇用者と被用者の一般的な力関係を考えれば被用者が雇用者の提示要求を拒むことは極めて困難であり、このおそれは具体的かつ蓋然性の高いものである。

また、聴取内容のうち回答内容は、質問を受けた者（被害者や通報者、違反行為に荷担している者も含まれることがある。）が雇用者を含む他人に知られることがないという認識及び信頼のもとに述べたものであり、これらの情報を開示すると、聴取に応じた者との信頼関係が損なわれるとともに、その保護を欠くことになる。また、以後の同様の事務において正確な事実の把握を困難にするおそれやその発見を困難にするおそれが考えられる。

聴取内容のうち質問内容は、これを開示することにより、立入検査の理由や経緯が特定されたり立入検査の目的である正確な事実の把握を困難にするおそれが考えられる。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

## 2 本件個人情報について

本件審査請求に係る個人情報は、令和2年〇〇月〇〇日に仙台保健福祉事務所が行った立入検査時に、審査請求人に聴取した内容を県担当職員が記録した調書に記載されている、審査請求人に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

## 3 本件処分の妥当性について

### (1) 条例第18条第1項第6号の規定について

条例第18条第1項第6号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示事由として規定しており、「次に掲げるおそれ」として同号イで次のように規定している。

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

### (2) 条例第18条第1項第6号の該当性について

本件の監査及び随時立入検査（以下「監査等」という。）は、指定基準違反又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、確認の必要があると県が判断した場合に実施するものであり、本件行政文書には、本件の監査等における質問内容及び回答内容が記載されている。

質問内容を始め、監査等の内容は、法人運営に密接に関わる情報であり、法人が情報公開制度を利用して取得を試みることも少なくない。また、監査等を実施した後には、法人は、監査等に協力した従業員が法人に不利な証言をしたのではないかと考え、従業員の回答内容に関する情報を取得しようとする可能性もある。

法人が監査等に関する開示物の提示を求めた場合、雇用者と被雇用者という関係では、監査等に協力した従業員がこれを拒むことは極めて困難であると考えられる。また、法人が従業員に対して開示物の提示を求めない場合であっても、従業員は、法人に不利な証言をしたと疑われることを回避するため、開示物を法人に自主的に提供する可能性も否定できず、その結果、法人の不正を証言した従業員の特定につながるおそれがある。

このように、従業員本人が開示請求をすることにより、法人が聴取における回答内容を取得することが事実上可能ということになると、将来の同種の監査業務において、従業員は法人の不正を知っていても証言をためらうようになり、監査業務における正確な事実の把握が困難となる。

また、監査等における質問内容は、通常行う定期的な監査での確認事項とは異なり、実施機関が事前に把握している情報を踏まえてケースごとに作成されている。監査等は、施設利用者やその家族、従業員等、関係者からの通報・苦情・相談等により実施する場合や、関係機関からの情報を受けて実施する場合、実施機関が定期の監査において確認した情報を踏まえて実施する場合などがあるが、法人や関係者が質問内容を見れば、監査等の実施に至った理由や経緯が特定できるおそれがあり、そうなると、監査の端緒となり得る情報収集において、将来調査協力を受けられなくなるなどの支障が生じ、監査業務における正確な事実の把握が困難となる。

したがって、開示すると監査業務における正確な事実の把握が困難となり、ひいては将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例第18条第1項第6号イに該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、職員調書冒頭の4行については、聴取についての説明であり、質問内容及び回答内容は記載されておらず、当該事務事業若しくは将来の同種の事務の公正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第18条第1項第6号イには該当せず、開示すべきである。

#### 4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2月 9日	○ 諮問を受けた。(諮問乙第91号)
令和4年 3月30日 (第260回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 4月21日 (第261回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 5月25日 (第262回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 6月22日 (第263回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 7月27日 (第264回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 8月25日 (第265回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 9月26日 (第266回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和4年9月26日現在)

氏名	区分	備考
大橋洋介	弁護士	
桑村裕美子	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	
杉浦永子	第一印象研究所代表	
野呂圭	弁護士	会長

(五十音順)